

医療費助成制度のお知らせ

■問合せ 町民税務課 Tel 47-8015

町では、医療機関で支払った医療費(保険適用分)等を助成しています。助成制度の対象となる方(家庭)は申請が必要です。申請は随時受付しています。

助成制度	対象となる方(家庭)
母子家庭等医療費助成	・夫と死別または離婚し、20歳に満たない子を養育している家庭 ・夫と死別または離婚し、現在、婚姻していない一人暮らしの方(75歳未満)
父子家庭医療費助成	・妻と死別または離婚し、20歳に満たない子を養育している家庭
重度障害者(児)医療費助成	・身体障害者手帳の交付を受け、1級～3級の障害を有する方 ・療育手帳の交付を受けた方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受け1級または2級に該当し、自立支援医療受給者証の交付を受けた方
子ども医療費助成	・小学3年生までの子ども〔申請の必要はありません〕 ・小学4年生から中学3年生までの子ども(父母の所得税が非課税の場合のみ) ※小学1年生から中学3年生までについては自己負担があります。

〈医療費受給者証の更新〉

母子家庭等、父子家庭、重度障害者(児)、子ども医療費(小学4年生～中学3年生)の医療費受給者証の有効期限は、7月31日(水)です。更新の手続きをしてください。

※本人および家族の方の所得が一定額を超えた場合、医療費の助成は受けられません。

■受付期間 8月9日(金)まで

午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日は除く)

※8月8日(木)、9日(金)は午後8時まで受け付けます。

■受付場所 町民税務課または各総合事務所生活福祉G

■持ち物 医療費受給資格認定申請書、医療費受給者証、健康保険証または組合員証、ハンコ、通帳、障害者手帳など

※本人および家族の方で、平成25年1月1日現在南越前町に住所がなかった方は所得証明書が必要です。

※子ども医療費(小学4年生から中学3年生)の申請については、所得税が非課税と分かる書類(源泉徴収票、確定申告の控え)をお持ち下さい。

家屋全棟調査を実施しています

■問合せ 町民税務課
☎ 47-8014

町では、固定資産税の課税対象となる家屋の全棟調査を随時実施しています。

□ 家屋全棟調査とは

この調査は、町内全ての家屋について家屋課税台帳に登録してある事項(所在・種類・構造・床面積等)と比較し、増築や取り壊し等の実態を正確に把握し、公正で適正な課税を行うものです。

□ 調査方法等

- ・調査員(町民税務課職員)は2人1組で行動します。
- ・調査員は徴税吏員証を携帯し名札を着用しています。
- ・家屋課税台帳および図面等による外観調査を行います。
- ・調査にあたっては、敷地内に立ち入らせていただくことになります。
- ・立会の必要ありませんが、所有者等の確認のためお尋ねする場合があります。



調査は適宜実施していますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。